

民生委員・児童委員の一斉改選がありました

社会福祉課 ☎82319207
☎82319627

平成25年12月1日付けで、民生委員・児童委員の一斉改選があり、36人の民生委員・児童委員と、2人の主任児童委員が委嘱されました。各委員の担当区域は一覧表のとおりです。守秘義務があり、相談内容や秘密が外に漏れることはありませんので、生活上の困りごとがあればお気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、地域の身近な相談役です。生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、同じ地域の一員として相談に応じ、関係機関と手を取り合い、さまざまな形で支援活動を行います。また、主任児童委員は、主に子どもに関する支援活動を行います。

民生委員・児童委員の活動内容

- ・高齢者などの安否確認
- ・経済的な困窮など生活上の心配ごとに対する相談
- ・福祉やさまざまなサービスの紹介
- ・地域の福祉に関する調査
- ・住民のさまざまな相談への対応
- ・子育て支援活動 など

担当地区	名 前	電話番号
幸町	大久保 妙子	823-2311
成本	林 紀子	823-3982
石原	岡田 敦子	822-2860
畝一丁目2～10	河崎 康次	090-4650-9694
畝二丁目7～9	木谷 京子	822-1075
畝一丁目1、11～25、 畝二丁目1～6、10～14	檜崎 タズ子	823-4689
砂走	森井 孝雄	823-6591
蟹原一丁目	見代 慶子	823-3582
蟹原二丁目	清水 洸	823-3054
西浜	武良 智恵子	823-4981
浜角	不在	
三迫一丁目	津守 豊	823-0816
稲葉、 三迫二丁目1、4、6、7、9、10	正田 民子	823-5476
三迫二丁目2、3、5、8、11～20、 三迫三丁目	百本 邦子	823-4083
東一丁目、東二丁目	實久 妙子	822-2285
寺迫一丁目、寺迫二丁目	不在	
国信一丁目、曾田	二井野 梨	822-3540
国信二丁目	植野 了	823-3660
主任児童委員（全域）	脇本 雄樹	822-3786
主任児童委員（全域）	中神 裕子	823-2727

担当地区	名 前	電話番号
上市	向井 良明	822-6014
中店	百本 政喜	822-3851
稻荷町	松岡 茂子	823-6081
新町	俵 尚子	822-3928
窪町	信本 真理	823-5827
つくも町	澄川 洋一	822-9911
明神町、南明神町、 南つくも町、寿町	真田 和枝	823-2510
大正町、堀川町	宮本 幸二郎	822-3871
南堀川町、栄町2、6	和田 徳枝	822-5355
南大正町、 栄町1、3、4、5、7	村田 峭司	823-5431
昭和町	木村 泰子	823-1266
南昭和町	勝丸 郁子	824-0493
昭和中町	乗越 千穂子	822-8741
東昭和町	森 誠治	823-3691
日の出町	北川 正男	822-8606
月見町	下森 愛子	822-8576
南本町	渡部 香代子	823-8321
曙町	不在	
南幸町5～10、16	奥野 直美	824-5311
南幸町1～4、11～14、15	濱 淑子	823-1917
大立町	市川 正美	824-0254

※民生委員・児童委員不在の地区については、社会福祉課（役場1階）にご相談ください。

.....

教えて！JINさんの

介護保険まるわかり

講座 第8回

地域密着型サービス編

長寿保険課

☎82319609
☎82319627



JIN(ジン)さん

役場の介護支援専門員として、窓口で相談を受けたり、皆さんのお宅を訪問しています。気軽に相談してください！

地域密着型サービスとは何ですか？

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域から離れずに生活を維持できるよう支援するサービスです。町がサービス整備の計画などを行い、指定を受けた町内の事業所がサービスの提供を行います。

町内にはどんなサービスがありますか？

小規模多機能型居宅介護が1カ所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が2カ所、認知症対応型通所介護（共用型）が1カ所あります。

町外にある地域密着型サービスは利用できますか？

原則として、町外にある事業者がサービスの提供を行うことはできません。サービスの種類や内容は各市町で異なります。

介護保険のサービスを選ぶポイントについてよくある質問にお答えします。

海田の水



好評販売中！

詳しくは水道課
☎823-9214
☎823-9839

軽自動車税減免の案内

税務課 ☎82319204 ☎82319627

町では次の軽自動車などについて減免制度を設けています。

①障がいのある人が所有する軽自動車など

対象◆障がい（下表を参照）のある本人が所有者であるもの
※身体障がい者などで年齢18歳未満、または知的・精神障がい者の人は、生計を一にする者が有するものも対象となります。

必要書類◆

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・自動車検査証の写し
- ・運転免許証の写し

②構造がもつばら身体に障がいのある人の利用に使われる軽自動車など

対象◆車椅子に乗ったままの状態で使用する昇降装置もしくは固定装置を装着するなど特別の仕様により製造されたもの、または構造変更が加えられ、自動車検査証などでその確認が取れるもの

必要書類◆

- ・自動車検査証の写し
- ・車両写真（自動車検査証で構造変更が確認できない場合のみ）

③公益のため直接専用するものと認められる軽自動車など

対象◆社会福祉法に規定する特定の社会福祉法人などが納税義務者で、かつ、使用する軽自動車などで、当該事業の用に直接供するもの、または入所者・通所者の送迎、入所者・通所者に対する供給物品の輸送などの用途に使用する割合が全用途に対して50パーセント以上のもの

必要書類◆

- ・定款の写し
 - ・自動車検査証の写し
 - ・使用目的別走行距離表
- 平成26年度軽自動車税の減免手続きは、平成26年度軽自動車税の納税通知発送以降、納期限7日前まで受け付けます。新たに軽自動車税減免申請をされる場合は、必要書類と印鑑を持って、税務課（役場1階）で手続きをしてください。

※①の場合の減免は自動車税、軽自動車税を通じて1台に限る。
※既に減免を受けている人には、4月に案内文を送付します。

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級および3級	
平衡機能障害		3級および5級	
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由		1級から6級までの各級（当該身体障害者と生計を一にする者（以下本項において「同一生計者」という）が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級）	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第3項症までの各項症）
体幹不自由		1級から3級までの各級および5級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級）	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第4項症までの各項症）
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1級から6級までの各級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く））	
心臓機能障害	1級、3級および4級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級および3級）	特別項症から第3項症までの各項症	
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう機能障害			
直腸機能障害			
小腸機能障害	1級から3級までの各級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
肝臓機能障害	1級から4級までの各級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級）	特別項症から第3項症までの各項症	

療育手帳…障害の程度の表示がA以上であるもの

精神障害者保健福祉手帳…障害等級が1級であるもの